

営業所専任技術者工事配置に関するQ&A(180307)

Q：弊社は、建設業法許可の営業所専任技術者が社長であり、他には技術者がおりません。この場合、営業所専任技術者が工事の現場代理人若しくは主任技術者として従事することは認められますか？

A：豊島区内の営業所で契約をし、契約金額3,000万円未満で、営業所と工事現場が豊島区内であることなど、要件が満たされれば認められる可能性はあります。ただし、建設業法第26条第3項に規定される工事専任技術者となる場合は認められません。なお、工事内容や時期、現場状況などから認められない場合もあります。申請の際は、事前に工事主管課とご相談下さい。

Q：営業所専任技術者を工事の現場代理人として従事させ、主任技術者と兼務させることは出来ますか？

A：契約金額3,000万円未満で、配置要件を満たせば可能です。

Q：契約金額3,000万円未満の単価契約の工事を2件受注しました。現場代理人を2件とも営業所専任技術者で施工したいと思いますますが認められますか？

A：単価契約の場合、豊島区発注工事や豊島区内での工事などの条件が合えば配置申請が認められる可能性はあります。また、この場合は、単価契約の場合は配置件数に含めなくても構いません。しかし、工事内容や工事の時期、工事現場の状況、安全上の理由などから認められない可能性もあります。申請の際は、事前に工事主管課とご相談下さい。

Q：申請の手続きはどのようにしたらいいのでしょうか？

A：受注後に、工事主管課に配置申請を行って下さい。単価契約工事、追加工事、随意契約工事を除き認められる件数は1件までになります。